

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市危険空家安全対策支援事業補助金交付事業
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	危険な空家に対し必要な安全対策を行う所有者等の支援を行うことで、管理不全な空家を防止・解消し、日常生活における市民の安全及び安心を確保するため、危険空家安全対策支援事業に要する経費に対して補助金を交付する。
補助事業者	危険空家の所有者、同意を得た行政区等
補助対象経費	危険空家の安全対策工事、飛散防止対策工事等
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限20万円
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由 市民の当面の安全・安心を確保するために、少額でも安全対策を講じる必要があるため。
補助率等	1/2（行政区又は生活困窮者は補助対象経費の4/5）
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 安全措置は所有者の義務であるが、安全確保のため個人の経済状況や地域での対応などを鑑みると、補助申請者を支援することが重要である。
数値目標等	数値化不可
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 危険空家に対する必要最小限の安全対策措置であり数値化できない。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 空家対策の相談時に紹介していく。
事業担当（担当部署）	環境対策課 環境対策係
事業担当（電話番号）	0259-63-3113